

# 注 文 書

- 1 契約番号 2026000182
- 2 件 名 管理上水 上下水道部庁舎及び上古川配水場浄化槽維持管理業務
- 3 場 所 大崎市古川字上古川117
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 別添書類 (1) 特記仕様書  
(2) 参考内訳書  
(3) 位置図
- 6 担 当 課 大崎市上下水道部経営管理課

## 上下水道部庁舎及び上古川配水場浄化槽維持管理業務 特記仕様書

この仕様書は、大崎市上下水道部庁舎及び上古川配水場浄化槽維持管理業務を適正に実施するため、受託者が履行しなければならない業務仕様の大要を示すものとする。

### 1 委託業務の場所等

受託者が業務を履行する場所の所在地、名称及び保守を委託する浄化槽は次のとおりである。

(1) 所在地：大崎市古川字上古川 117

(2) 名称：大崎市上下水道部

(3) 委託浄化槽①庁舎：合併長時間バッキ方式 50 人槽 合併処理型 10 m<sup>3</sup>/日  
委託浄化槽②配水場：接触ろ床方式 50 人槽 合併処理型 10 m<sup>3</sup>/日

### 2 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

### 3 業務内容

浄化槽の維持管理業務は、浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽維持管理指導指針(社団法人宮城県生活環境事業協会制定。以下「指針」という。)並びに環境衛生等、関係法令に基づき施工するものとする。

- (1) 本業務に従事する浄化槽管理士は、十分な経験を有したもので、浄化槽法及び厚生法令で定める資格を有し、浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬を行う際には、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める資格を有しなければならない。
- (2) 現場水質測定、消毒薬の補充並びに施設及び機械器具等の機能検査等の保守点検を行う。受託者は作業終了後、点検記録表を委託者に提出し報告すること。
- (3) 点検については、定期的に行うこと。また、委託者から要請があった時は、受託者は直ちに技術員を派遣し、点検すること。
- (4) 年 1 回汚泥調整及び清掃を行う。その際、汚物、汚水は、現場処理のうえ委託者の指定する場所に運搬し処理すること。
- (5) 年 1 回ポンプ・ブロワー等の機器点検を行うこと。
- (6) 浄化槽周辺の環境整備に努めること。
- (7) 維持管理内容及び保守点検回数は浄化槽法を遵守するとともに、指針に定められた基準に従って行うものとする。また、各々の点検結果に基づいて的確に実施すること。
- (8) 消耗品の交換は、原則として定期点検時に行い、業務履行に必要な消耗品類は受託者の負担とする。また点検時に発見した不良箇所のうち、現場にて修理可能なものについては修理内容を委託者と協議のうえ処置することとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を行うとともに委託者に報告し、指示を受けなければならない。

#### 4 法定検査の受検

受託者は委託者に代行して、浄化槽の維持管理状況について浄化槽法に基づく法定検査を、指定検査機関の者から年1回受検するものとする。

なお受託者は、浄化槽の維持管理状況について法定検査を受検したときは、検査機関から送付される判定通知票を委託者に提出するものとする。

#### 5 提出書類

- (1) 技術者等通知書並びに経歴書
- (2) 着手届及び業務工程表

#### 6 貸与品等

本業務に必要な電気、水道等は無償で使用させるが、節約に努めなければならない。

#### 7 入札上の注意事項

- (1) 入札金額については委託期間の総額(消費税抜き)とする。
- (2) 浄化槽法に基づく法定検査料を含むものとする。

#### 8 代金の支払方法

代金の支払方法については、両者協議の上定めるものとする。

#### 9 市内求職者の雇用

業務等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

#### 10 暴力団等の排除について

次のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則第39号（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

11 地元企業の活用

本業務における下請負等は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

12 長期継続契約

(1) 発注者は、翌年以降における発注者の支出予算において、既契約済みの契約金額について減額又は削除された時には、契約を変更し、または解除することができる。

(2) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときには、発注者は受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における損害賠償額は発注者受注者協議して定めるものとする。

13 その他

本仕様書に掲げる事項及びその他の事項について疑義を生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者協議をもってこれを定めるものとする。

